

沖繩県 本部港

国際旅客船拠点形成計画

沖 縄 県
平成 30 年 1 月

1. 国際旅客船取扱埠頭の係留施設の優先的な利用その他の官民連携による国際旅客船の受入れの促進を通じた国際旅客船の寄港の拠点の形成に関する基本的な方針

(1) 概要

1) 本部港官民連携による国際クルーズ拠点形成計画策定の目的

本計画は、本部港が国際旅客船拠点形成港湾に指定されたことを受けて、国際旅客船の受入を促進することで、沖縄北部地域の観光振興を図るため、国際旅客船拠点形成計画の目標、国際旅客船取扱埠頭における旅客施設を整備する者による係留施設の優先的な利用等、国際旅客船の寄港の拠点の形成に関する基本的な事項及び国際旅客船取扱埠頭の機能の高度化を図る事業等を定めるものである。本計画により、本部港を国際クルーズ拠点としての効率的な利用推進を図るものである。

2) 本部港における国際旅客船の寄港の拠点の形成に関する基本的な方針

① 本部港の概要

本部港（本部地区）は、瀬底島の対岸となる本部町崎本部地区に位置し、地方港湾及び産業拠点港として位置づけられている。

本港からは、伊江島への定期フェリー、那覇～鹿児島航路の大型船が毎日寄港することに加え外国からの石炭船や国内の貨物船が利用しており、北部地域の拠点港として機能している。

(2) クルーズ船の寄港状況

1) 本部港のクルーズ船寄港状況

本部港におけるクルーズ船の寄港状況は表－1のとおりである。過去5カ年では、年1～2回の寄港となっている。平成28年は沖合に停泊することで、1回寄港しており、平成29年は3回の予定となっている。

表－1 本部港クルーズ船寄港状況

H24	H25	H26	H27	H28
0回	1回	2回	1回	1回

(3) 港湾計画等における位置づけ

1) 本部港の港湾計画等による位置づけ

本部港は、昭和47年に沖縄県管理の地方港湾として指定された。昭和50年に開催された沖縄国際海洋博覧会に際し、大型客船の接岸バースとして、また、那覇や伊江島からのホーバークラフトの連絡港として整備された。

(4) クルーズ船受入れに係る主要港湾施設の整備状況

1) クルーズ船受入れに係る主要港湾施設の整備状況

本部港のクルーズ船受入れに係る主要港湾施設は表-2のとおりとなっている。

(各施設の位置は、図-1を参照)

表-2 本部港の主要港湾施設整備状況

施設名	規模	備考
岸壁	対象船舶 (20万トン級)	沖縄県により整備 平成31年度末完成予定
旅客施設 (ターミナルビル)	2,400m ² (施設規模等、詳細については、関係者と協議の上決定する。)	ゲンティン香港グループにより整備 施設の規模、機能等の詳細については、検討中。
バス駐車スペース	4,500m ² (検討中)	沖縄県により整備予定 施設規模、配置については、検討中。

図-1 本部港の主要港湾施設位置図

(5) 国際旅客船の寄港の拠点の形成に係る取組方針

1) クルーズ船の寄港の拠点の形成に係る取組方針

ア 現状及び課題

本部港は、那覇～鹿児島航路の大型船が毎日朝夕の2回入港することに加え、外国からの石炭船や国内の砂・砂利運搬船等の貨物船も利用する等、北部の物流拠点として機能している。更に、現在、京阪航路の就航に向けて、本部町により実証実験が実施されており、今後も物流が伸びると想定される。

また、伊江島への定期フェリーも1日4便就航しているなか、有名なダイビングスポットも当該港に隣接しているため、多くの観光客で賑わっている状況となっている。

一方で、政府が「訪日クルーズ旅客数を2020年に500万人」の目標を掲げ、国は施策の具体化を進めている。県としても北部地域の更なる振興を図るため、本部港へのクルーズ受入促進に取り組む必要がある。

これにより、本部港は物流及び観光客が共に増加することが見込まれるため、港湾施設の整備と併せて、効率的、効果的な利活用を検討することが求められている。



イ 国際旅客船の寄港の拠点の形成に係る取組方針

① 国際旅客船の寄港の拠点の形成に係る取組方針

本部港の位置する沖縄本島北部地域には、沖縄美ら海水族館や世界遺産である今帰仁城跡、万座毛、やんばる国立公園など、魅力的な観光施設や豊かな自然が立地し、クルーズ船寄港地として大きなポテンシャルを有している。これら踏まえ、地元農産物の産地直売が行える場所の整備や本部町市街地へのアクセスを促すためのレンタル自転車設置等、地域振興を図りつつ、観光拠点としての確立を目指して取り組む。

② 国際クルーズ拠点に向けた整備及び管理運営に係る官民の役割分担

沖縄県は、クルーズ船寄港に対応できる岸壁整備等を行い、ゲンティン香港グループが投資する施設はターミナルビルとする。

ターミナルビルには CIQ ホールや待合所、商業施設、観光案内所等を配置する。

クルーズ船が寄港していない時の地域活性化に寄与するため、商業施設は一般の方も利用できる計画とする。なお、施設の規模、機能については、引き続き検討を行い、両者により協議の上決定する。

管理運営主体は、ゲンティン香港グループと地元団体等との J V を含め今後協議する。

施設を利用するクルーズ旅客から施設利用料を徴収する。施設に出店するテナントからは賃料を徴収する。また、施設は他のクルーズ船社も利用可能な運営とする。

③ 係留施設の利用に係る考え方

連携するクルーズ船社に、優先予約可能期間として 15 年間、優先予約可能日数を割り当てる。

優先予約可能日数は、2020 年は年間最大 100 日間、それ以降の年は年間最大 150 日間とする。残りの日数は通常の公共岸壁の使用とする。

当該クルーズ船社は、係留施設を利用する日の前々年の 7 月 1 日から係留施設を利用する日の前々年の 12 月 31 日までの間に、係留施設の利用予約を行うとともに確定させるものとする。

係留施設を利用する日の前年の 1 月 1 日以降の係留施設の利用予約については、当該クルーズ船社が予約しなかった日は、他の船舶の予約のために開放し、他の船舶の予約受付を開始する。

ウ 実施体制

国際クルーズ拠点を形成するための円滑な意思決定と施策等の実行を促進するため、港湾管理者とクルーズ船社等の関係者間において定期的な協議・調整を行うための協議会を設置する。

協議会の事務局は港湾管理者とし、協議会員は、クルーズ船社、ターミナル運営会社、沖縄県、本部町及び事務局が認める者とする。

【本部港国際クルーズ拠点形成推進協議会（仮名）（想定案）】

沖縄県、本部町、沖縄総合事務局、ゲンティン香港グループ、ターミナル運営会社（未定）、（一財）沖縄観光コンベンションビューロー、（一財）沖縄美ら島財団、本部町商工会、本部町観光協会、やんばる観光推進協議会、海事関係者（未定）、沖縄県バス協会、沖縄県タクシー協会 等

2. 国際旅客船拠点形成計画の目標

(1) 国際クルーズ拠点の運営開始年及び目標年

運営開始年は2020年とする。

目標年は、運営開始より10年後の2030年とする。

本部港でのCIQ機能を確保すること及び夏季(4～10月)の運航を前提として以下を目標とする。

- ・運営開始年(2020年)における寄港回数夏季週2回、年間平均週1.6回程度
 - 20万トン級 5～10回 (運用開始予定直後であり、就航時期が未定のため)
 - 15万トン級 26回
 - 7万トン級 26回 (冬季運航を含む)
 - 5万トン級 26回 (冬季運航を含む)
- ・運営開始年(2020年)におけるクルーズ旅客数
15万人
- ・目標年における寄港回数
 - 2022年
夏季週2回、年間平均週1.7回程度
 - 20万トン級 13回
 - 15万トン級 26回
 - 7万トン級 26回 (冬季運航を含む)
 - 5万トン級 26回 (冬季運航を含む)
 - 2030年
夏季週3回、年間平均週2回程度
 - 20万トン級 26回
 - 15万トン級 26回
 - 7万トン級 52回 (冬季運航を含む)
- ・目標年におけるクルーズ旅客数
 - 2022年 17万人
 - 2030年 22万人

3. 国際旅客船取扱埠頭機能高度化事業その他の事業及びその実施主体に関する事項

(1) 国際旅客船取扱埠頭機能高度化事業

ア. 事業の内容

① 施設整備

国際クルーズ拠点形成計画において整備又は利活用する施設は表-3のとおりとなっている。(各施設の位置は図-2を参照)

表－3 国際クルーズ拠点形成計画において整備又は利活用する施設

番号	施設名	規模	整備年度
1	岸壁	20万トン級対応	整備主体（沖縄県） 平成31年度末完成予定
2	旅客施設 （ターミナルビル）	2,400m ² （施設規模等、詳細については、関係者と協議の上決定する。）	整備主体（ゲンティン香港グループ） 施設の規模、機能等の詳細については、検討中。
3	埠頭用地 （バス駐車スペース）	4,500m ² （検討中）	整備主体（沖縄県） 整備済 バス駐車スペースの配置については、検討中。
4	臨港道路	160m （片側2車線）	整備主体（沖縄県） 整備済
5	緑地	9,800m ²	整備主体（沖縄県） 整備済

図－2 国際クルーズ拠点形成計画において整備又は利活用する施設



② 国際クルーズ船受入促進協定の締結

3. (1) ア表-3のうち、1～3番の施設については、係留施設等の優先利用及び一般公衆への供用等に関して、ゲンティン香港グループと必要事項を定めた協定を締結することとする。

イ. 実施体制

国際クルーズ拠点形成計画の実施体制は表-4のとおりとする。

表-4 実施体制

番号	施設名	実施機関	備考
1	岸壁 埠頭用地 (バス駐車スペース等)	沖縄県	整備
		本部町	管理
		ゲンティン香港グループと地元団体等とのJV(検討中)	運営(予約等)
2	旅客施設 (ターミナルビル)	ゲンティン香港グループ	整備・所有者
		ゲンティン香港グループと地元団体等とのJV(検討中)	管理・運営(予約等)

ウ. 事業の効果

本部港の国際クルーズ拠点化に伴い、地元農産物の産地直売所等の商業施設が増えることが想定される。併せて、バス、タクシー等も急増することから、クルーズ旅客が増加することによる消費効果及び雇用創出効果が期待される。

○目標年(2030年)におけるクルーズ旅客数

約22万人

○平成27年の沖縄県における外国人海路客の1人当たり観光消費額

24,954円 (沖縄県観光政策課資料より)

目標年(2030年)におけるクルーズ旅客増加に伴う消費効果

$22万人 \times 24,954円/人 \div 10000 = 55億円$

併せて、クルーズ旅客と地域住民の交流による地域の活性化や、クルーズ旅客やクルーによる地域の魅力発信・PR 効果による観光客の増加も期待される。

エ. 法第50条の16第3項に掲げる許可等に関する事項

① 法第2条第6項による認定を要する施設に関する事項

なし

② 法第37条第1項の許可を要する行為に関する事項

なし

③ 法第38条の2第1項又は第4項の規定による届出を要する行為に関する事項

ゲンティン香港グループが臨港地区内に旅客施設（ターミナルビル）を建設する場合の港湾管理者への届出があったものとみなす。

④ 法第55条の7第1項の国の貸付けに係る国際旅客船港湾管理者の貸付けを受けて行う同条第2項に規定する特定用途港湾施設の建設又は改良に関する事項

なし

(2) その他の事業

① 国際クルーズ拠点形成計画の実施に関し、当該港湾管理者が必要と認める事項

本部港港内の駐車スペースは限られているが、現状においても伊江島への観光客が多く、イベント時には渋滞が発生している。さらにクルーズ船が寄港するようになると、クルーズ客の観光バス・タクシーが港に集中し、交通混雑が発生することが想定される。

観光バス・タクシーが一度に集中することのないよう港の近辺に、バス待機所等を確保できるよう検討するものとする。

② 本計画の変更及び状況の確認について

今後、クルーズ船の需要増加や本部港取扱貨物の増加、またクルーズ船を取り巻く諸事情の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うとともに、本部港国際クルーズ拠点形成推進協議会（仮名）等を活用し、関係者間で定期的に旅客数の動向や旅客施設運営状況等の確認を行うものとする。